

仕 様 書

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
(担当：松岡、渡邊 電話 222-3922)

件名	ピアノの移動及び雨漏り対策等委託
契約期間	契約の日の翌日から令和8年10月30日まで
契約条件	1 目的 本業務は、中京区の本市施設1階に設置しているピアノを西京区の本市施設1階まで移動し、西京区の本市施設での保管のため、当該ピアノに雨漏り対策等を実施するものである。業務の詳細については、「3 作業内容」によるものとする。 2 支払条件 業務完了後の一括払いとし、前金払いは行わない。 3 作業内容 【ピアノの移動】 (移動するピアノ) ヤマハアップライトピアノ U3E (場所) 中京区の本市施設（中京区山伏山町）1階（敷地内への車の進入については要相談） →西京区の本市施設（西京区大枝南福西町）1階（敷地内の建物入口玄関まで車で進入可） ※移動日時については、委託者及び受託者において協議のうえ決定する。 【雨漏り対策】 (対策のため準備すべきもの) ・ピアノ用ビニールカバー 2枚以上 ・毛布 ・ビニールシート 【床の養生】 ピアノを設置する場所には、床の損傷を防止するため、コンクリートパネルにより養生をすること。 【ピアノの湿気対策】 (対策のため準備すべきもの) ・ピアノ用乾燥剤、防虫防錆剤

	※ 保管期間が 1 年 2 か月を予定しており、その期間に対応した対策を実施する。 ※ ピアノの移動については、ピアノの特性に鑑み、運搬時の破損防止および安全確実な履行を期するため、ピアノ運送を専門に扱う業者、または同等の専門知識、資材、および特殊技術を有する常雇いの作業員で構成された業者が施工しなければならない。一般貨物や引越し等の汎用的な運送体制のみでの施工は認めない。 ※ 雨漏り対策、床の養生、ピアノの湿気対策については、ピアノの特性を熟知した専門業者が実施しなければならない。 4 共通事項 (1) 本業務の実施に当たっては、受託者が責任を持って行い、事故等に関して委託者は一切の責任を負わないものとする。また、受託者において、建物、設備等についての損傷防護策を講じることとし、事故または過失等により損傷した場合は、これを補償するものとする。 (2) 作業により生じた廃棄部材等の処分についても本業務に含むこととし、関係法令に則り、適切に取扱うこと。 5 特記事項 本業務は、この仕様書に基づくほか、京都市契約事務規則及び関係法令等を順守すること。 6 その他 本仕様書に記載されていない事項については、委託者及び受託者双方において、誠意をもって協議し決定するものとする。
--	--